

【件名】

中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する審査会委員の委嘱について

【要旨】

中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、区長の附属機関である中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する審査会の委員を次のとおり委嘱した。

1 中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する審査会委員

北村 喜宣 上智大学法科大学院法学研究科教授

工藤 恵子 帝京平成大学ヒューマンケア学部看護学科教授

繁田 雅弘 東京慈恵会医科大学精神医学講座教授

※3名とも再任

2 任期

令和5年（2023年）9月5日から令和7年（2025年）9月4日まで

3 所掌事項（条例第14条第2項）

- (1) 区長が不良な生活環境を発生させている者にその解消措置を勧告するにあたり、区長による諮問を受け意見を述べること。
- (2) 不良な生活環境により区民の生命、身体又は財産に危害が及ぶ急迫した状況への対応として、区長が緊急安全措置を行った場合にその報告を受けること。
- (3) 上記に掲げるもののほか、不良な生活環境の解消に関し必要な事項について、区長に意見を述べること。